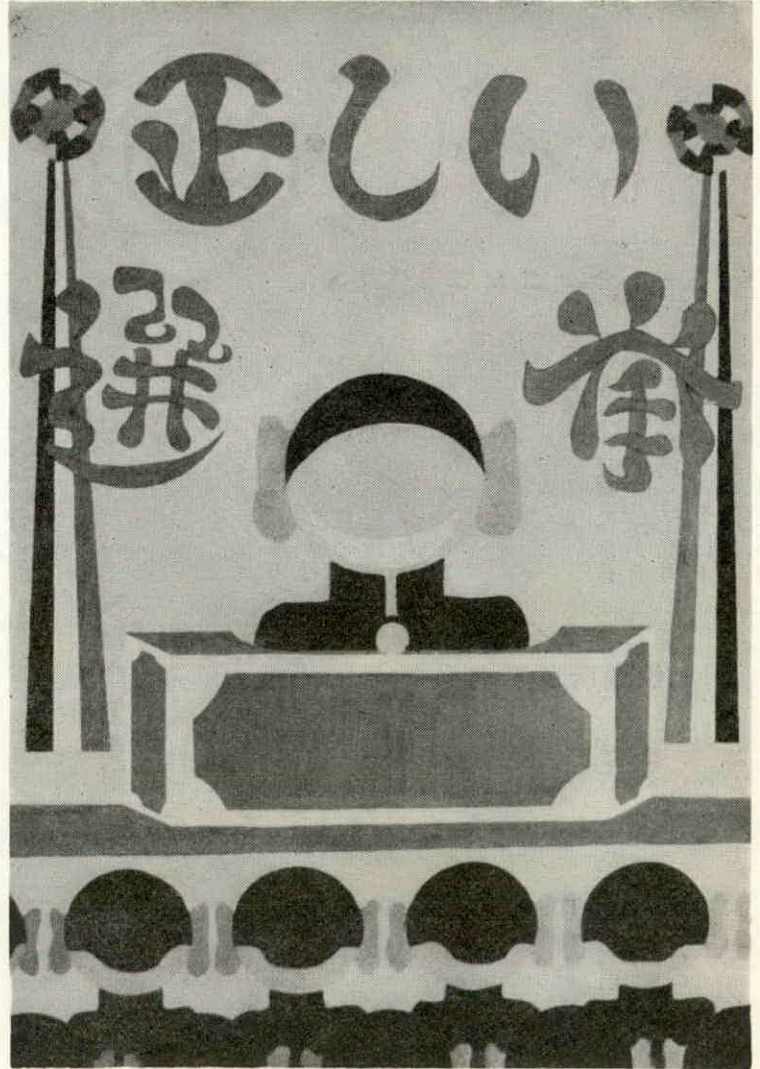


発行日 昭和46年3月31日  
発行 三重県度会町  
編集 総務課

統一地方選挙



(つづけておくと便利です)

4月11日 知事・県議選  
町長選挙は4月25日

県知事選挙に続いて県議会議員選挙が告示され、四月十一日の投票日を目ざし県

下一円に選挙戦が展開されています。(県議会議員選挙は度会郡選挙区は、定数

三名に対し立候補届出三名のため投票は行なわれません。)また、私たちにとつ

て、もつとも身近かな町長選挙が、四月十八日告示、二十五日に投票が行なわれ

ます。これらの地方選挙は、生活と直結しているだけに関心も高く、選挙運動も

激しくなりがちですが、今後四年間、私たちに代って政治を行なう人を選ぶ大切

な選挙です。選挙のルールをよく守って、悔のない一票を行使したいものです。

内城田中1年 西井克衛君の作品

季節です、ご用心!



吉田 幸夫

選挙日程

- 4月 10日(土) 知事、県議不在者投票締切
- 11日(日) 知事、県議投票日
- 14日(水) 町長選挙選挙時登録
- 15日(木) 同名簿縦覧(19日まで)
- 18日(日) 町長選挙期日告示 不在者投票開始
- 24日(土) 不在投票締切
- 25日(日) 町長選挙投票日



# 選挙目か、生きて伸びゆく 地方自治

4月11日(日) → 知事、県議会議員選挙

4月25日(日) → 町長選挙

新有権者  
「僕たちこれ  
だけは一生汚  
さずに使おう」



## 選挙人名簿登録者数

昭和46年3月16日現在

字 名	男	女	計
注連	129人	135人	264人
加	112	113	225
麻	92	105	197
坂	52	58	110
立	122	148	270
立	67	76	143
立	37	39	76
立	65	64	129
立	70	66	136
立	111	130	241
立	107	127	234
立	280	315	595
立	203	220	423
立	90	91	181
立	83	101	184
立	90	92	182
立	31	29	59
立	31	32	63
立	19	27	46
立	93	97	190
立	78	82	160
立	56	63	119
立	55	61	116
立	26	32	58
立	61	68	129
立	49	36	64
立	44	64	113
立	48	61	105
立	48	70	118
立	42	41	83
立	80	88	168
立	106	122	228
立	187	186	373
立	37	36	73
合 計	2.780	3.075	5.855

## 選挙人名簿にない人

### 投票できません

選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要で、この選挙人名簿は毎年九月一日現在で登録する「定時登録」と選挙のつど行なわれる「選挙時登録」、それに定時登録、選挙時登録の際もれていいた人について行なう「補正登録」があり、一度選挙人名簿に登録されると、永久に登録される仕組みになっています。

### ◆定時登録

毎年九月一日現在で、町住民基本台帳に登録されている人の中から、住所要件(九月一日前、引き続き三カ月以上本町に住んでいること)、年齢要件(九月一日で満二十歳

以上の人)を満している人を職権で選挙人名簿に登録するもの。

### ◆選挙時登録

選挙が行なわれるつど登録

されるもので、定時登録(九月一日)以後に登録要件のきた人について次の定時登録日までに選挙が行なわれる場合、職権で登録するもの。

### ◆補正登録

定時登録、選挙時登録の際当然登録されるはずの人が登録されていない場合、これらの人を登録するもの。

## 投票所所在地

第一投票所	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九
注連指農協	中川小学校	大久保会	上久具慶昌庵	内城田中学校	中之郷保育所	駒ヶ野耕雲寺	一之瀬中学校	南中村保育所

## 入場券は投票日に受付けへ

◎知事選挙の入場券は、  
4月5日ごろにお手元へ

◎町長選挙の入場券は、  
4月20日ごろにお手元へ



森吉正照



投票日の当日、旅行や病気などやむを得ない事情で投票所に行けない人は、選挙期日の告示の日から投票日の前日までの間に、不在者投票ができます。

とここで、選挙法の改正でこの不在者投票の制度の一部が変わりました。

△不在者投票のできる場合▽

(1)投票区の区域外で仕事に従事しなければならぬため投票日にその投票所へ行けないとき。仕事の内容は社用であると家業であるとを問いません。(本町は九投票区あります。)

(2)やむを得ない用務で本町外に旅行中であるか、または滞在中であるため、投票日に投票所へ行けないとき。

(3)病気、負傷、妊娠、老衰

自分たちのことは自分たちでと言う考え方で、私たちの地域住民の生活と密着したいという問題を、私たち住民自身で解決してゆくことが地方自治であります。

きたるべき地方選挙に際して

町選挙管理委員会委員長 岡野健太郎



これを住民に代って運営してゆく直接の責任者は、知事であり町長であり、また議会議員であることは言うまでもありません。

言いかえれば、これらの人々の活動を通じて、われわれ

不具、出産などで、投票日に投票所へ行けない見込みのとき。

(4)指定病院、指定老人ホーム、国立療養所、かんこく、少年院、婦人補導院にはいつているとき。

は、他の市町村へ住所を移しますと前住地の市町村の長と議員の投票はできません。○県知事の選挙については、移転先が同一県内、県議会議員選挙については、度会郡内であつて、なお引き続いて移転先に住んでいる限り、前住

不在者投票を

こんなときは

いる市町村から他の市町村へ住所を移してから四カ月(投票日からかぞえる。)にならないとき、または移った先の選挙人名簿に登録されていないとき。

ただし、この場合には、次のことに注意してください。

○市町村の長と議員の選挙で

所地で投票できません。(この場合、新住所地の市町村長の証明書が必要。)

△不在者投票のできる場所▽

前記(1)、(2)、(3)は町役場内選挙管理委員会投票。(2)については、旅行先や滞在先の市町村でも投票できます(4)は、その施設で投票。

(5)は、選挙人名簿に登録されている市町村が移転先の市町村選挙管理委員会投票。

△不在者投票のできる期間▽

選挙の期日が告示された日から投票日の前日まで不在者投票ができます。毎日午前八時三十分から午後五時まで。(他の市町村で不在者投票をする場合は、郵送する日数が必要です。)

△不在者投票をするには▽

(1)本町で不在者投票をする場合は、宣誓書(別に掲載、

一票が生まれてゆくわが郷土

内城田中一年 大西佳津子さんの作品

宣誓書

私は、次の事由によって、昭和 年 月 日執行の〇〇選挙の当日、自ら投票所に行つて投票することができない見込みであります。

(不在者投票事由)

上記、真実に直達ないことを誓います。

昭和 年 月 日

現住所 選挙人名簿に記載されている住所 選挙日 生年月日 職業 氏名

(宣誓書を自作する場合は普通便せんと同じ大きさにしてください)

参議院議員選挙..... 6月予定

町議会議員選挙..... 7月予定



# 選挙運動

（できること）  
（できないこと）

選挙運動は、自由に行なうことが理想ですが、完全に自由にしてしまうと金のある人が有利になり、公平な明るく正しい選挙が行なわれなくなってしまう、真に有権者の意思を代表する人が、かえって選ばれなくなってしまう恐れもあります。そこで、金のかからない公正な選挙を実現するために各種の制度が設けられています。

### ◆事前運動

選挙がいつあるか、まだ告示されていなくて、近頃予想される選挙に備え、実質上その選挙運動を開始することはよく聞く例ですが、これは禁止されていることなので、お互いに十分注意が必要です。

### ◆戸別訪問

特定の候補者に投票してくださいとか、しないでくださいと頼むために戸別訪問することはできません。

### 制限される選挙運動

県知事、県議会議員選挙の告示で、いよいよ選挙の火ぶたが切って落とされました。新聞報道によると、今年に入ってから九県知事、四月の統一地方選挙では、十八都道府県の知事、約千百の市町村長、千七百余の市町村議会議員の選挙が執行され、六月に入ると参議院議員選挙が行なわれることになっている。

これは地方にとっても、また国家にとっても、極めて重要なことで、七十一年こそ選挙の年といわれるゆえんである。

わが度会町においてもまた選挙の年である。

訪問は、家庭に限らず、会社、工場を訪ねることも禁止されます。次のような行為は違反になります。

●選挙用ポスターをはる承諾を求めると口実にして、運動員が戸別訪問すること。

●訪問先の家の中には入らないが、いちいち門前に呼び出して投票を依頼すること。

●何人もの運動員が手わけして、一人一人が戸ずつ訪問すること。

●氣勢を張る行為  
自動車を連れ、あるいは隊列を組んで氣勢をはる行為は禁止されています。

●ポスター、看板などの制限  
ポスター、立札、看板は、その枚数や大きさなどに制限

一体、民主主義とは、国家を統治する最高の権力が国民にあると言ふ考え方を、根本の原理に立脚したものである。

わが国憲法には、「国政は

## 選挙の年71年

明るく正しい選挙  
推進協議会会長

掛橋良一

行政機関の各ポストである首長や議員を選挙によって選出することであって、これが公明正大に実施されてこそ選挙の意義が確立し、民主政治の成長があるのである。

があります。また、選挙運動用ポスターは検印してあるか証紙がはってなければなりません。（衆議院議員、参議院議員地方区、知事の選挙におけるポスターは、ポスター掲示場以外にすることができないので、検印、証紙は不要）

これはどうもあやしいと思つたら選挙管理委員会が警察に聞いて確かめてください。

また、許可をしないのにポスターがはられていた場合は取りはずしても罰せられません。そのポスターは警察へ届けておいてください。

◆あいさつ行為  
当選、または落選したことに関し、あいさつ回りをしたり、当選祝賀会を開催したりすることは認められません。

に謳われている。

民主主義政治には、直接民主主義政治の形態と間接民主主義政治の二形態があり、今日世界大多数の国家は、この第二形態、すなわち間接民主主義形態が採用され、わが国も例外なくこの政治形態をとっている。

この間接民主主義政治というものは、国民各人が持つ国家統治の最高権力を、特定の国民に代行させる政治形態である。そこで、どんな人を選択するか。それは、安心して政治を任せることのできる人、すなわち自分たちを正当に代表できる人を選んでゆかねば

◆その他  
未成年者は、選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。

ただ、湯茶接待をしたり、文書を書き写すようなことは認められません。

### 自由に行なえる

#### 選挙運動

◆電話を利用して投票を依頼すること。

◆「幕間演説」といって映画館の休憩時間などに演説すること。

◆「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

（白バラ三重より）

ならん。これが選挙である。民主主義政治が正道に発展して、われわれの生活が幸福になるが、民主主義が曲されて住民の不幸を受けるかは実にかかって、選挙の適、不適にあることは、申すまでもない。この意味においても、選挙がいかに重大な使命を持っていることが理解できるのである。

ことに県知事、町長、県町議員のごとき直接身近に関係をもつもの、選挙に関しては特に慎重であり、適正であり公明でなければならぬ。

明るく正しい選挙こそ民主主義選挙の常道であらう。

### 代理投票ができます

からだの不自由な人や、字の書けない人は、投票所で投票管理者に申し出れば代理投票ができます。秘密はかたく守られますからご遠慮なく申し出てください。

### こんな一票は無効です

無効です

せっかく投票しても、次のような投票は無効です。

◆定められた投票用紙以外の用紙を使ったもの。

◆候補者でない者の氏名を書いたもの。

◆二人以上の候補者の氏名を書いたもの。

◆候補者の氏名のほかに他のことを書いたもの。

◆どの候補者の氏名を書いたかわからないもの。

◆候補者の氏名を自書しないもの。

◆白紙投票。

### 〔開票〕

- ◎県知事選挙  
4月11日  
午後7時30分から
  - ◎町長選挙  
4月25日  
午後7時30分から
- いずれも度会町役場で